

どう変わる？活用するには？

# 改正旅行業法に関する説明会

「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が平成30年1月4日に施行され、体験・交流型旅行商品の企画・販売の促進のため、旅行業務取扱管理者に係る制度等が一部緩和されます。また、地域限定旅行業務取扱管理者試験の科目が簡略化されます。さらに、住宅宿泊事業法（民泊新法）が平成30年6月15日に施行され、民泊に対して一定のルールが定められました。これらのポイントについて詳しく解説して頂きます。

**日時** 平成30年1月17日（水）19時～21時

**内容**

- 通訳案内士の規制緩和
- 地域限定旅行業の新設
- 民泊新法の解説

**講師** 九州運輸局 観光部 観光企画課長 中原 禎弘 氏

**会場** 日南市テクノセンター  
住所：宮崎県日南市園田2-1-1  
電話：0987-23-2211

**参加費** **無料**（交流会参加者は別途会費4,000円）

**定員** 20名

**主催** 宮崎県南観光ネットワーク推進協議会  
（事務局：日南商工会議所）

## 参加申込書

宛先：日南商工会議所 行（FAX：23-2238）

事業所名			
受講者名		電話番号	
講演会出欠	参加する	・	参加しない
交流会出欠 （会費4千円）	参加する	・	参加しない

■お申し込み・お問い合わせは、  
日南商工会議所 担当 岩下・末永 電話：0987-23-2211/FAX：0987-23-2238  
Web：<http://www.miyazaki-cci.or.jp/nichinan/> メール：[ncci@miyazaki-cci.or.jp](mailto:ncci@miyazaki-cci.or.jp)